

京都府公立大学法人教職員安全衛生管理規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第21号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及びこれに基づく関係省令に定めるもののほか、教職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 京都府公立大学法人に勤務する一般職に属する教職員をいう。
- (2) 所属長 本部にあっては室長、大学にあっては課長、室長、事務長及び教授、附属病院にあっては、部長（事務部長を除く。）、課長及び室長、附属北部医療センターにあっては、部長（事務部長を除く。）、薬剤長及び課長をいう。
- (3) 所属 所属長が所管する組織をいう。

第 2 章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第 3 条 法第10条第 1 項に規定する総括安全衛生管理者は、府立医科大学に置く。

2 総括安全衛生管理者は、府立医科大学事務局長をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、所属長及び衛生管理者を指揮し、教職員の安全及び衛生に関する事務を総括管理する。

4 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第 3 条に規定する代理者は、府立医科大学事務局総務課長をもって充てる。

(局長等の責務)

第 4 条 局長及び部長は、局又は部の所属長及び局又は部に置かれる衛生管理者を指導し、教職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進に努めるものとする。

(所属長の職務)

第 5 条 所属長は、総括安全衛生管理者又は事務局長（以下「総括安全衛生管理者等」という。）の命を受け作業主任者及び衛生管理者を指揮するとともに、次に掲げる事務を実施する。

- (1) 教職員の作業環境の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の健康診断の実施、その結果に基づく事後措置、保健指導に関すること。
- (3) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (4) 教職員の公務災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康管理について必要な事務に関すること。

(衛生管理者)

第 6 条 法第12条第 1 項に規定する衛生管理者は、府立医科大学（附属病院含む。）、附属北部医療センター及び府立大学に置く。

2 衛生管理者は、法第12条第 1 項に規定する者のうちから所属長の内申に基づき学長が選任する。

3 衛生管理者は、次に掲げる事務を管理し必要な措置について所属長に報告する。

- (1) 健康に異常のある教職員の発見及びその処置に関すること。
- (2) 作業環境の衛生上の調査及び作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- (3) 定期的職場の巡視及び救急用具等の点検に関すること。
- (4) 衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持に関すること。
- (5) 教職員の健康診断個人票及び衛生に関する記録等の整備に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、衛生に係る技術的事項に関すること。

(衛生推進者)

第 7 条 衛生管理者の置かれない所属に衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、所属教職員の安全衛生管理を担当する者をもつて充てる。
- 3 衛生推進者は、所属長の指示に従い、前条第3項各号に定める事務に従事し、必要な措置について所属長に報告する。

(作業主任者)

第8条 法第14条に規定する作業主任者は、別表第1に掲げる作業を行うところに置く。

- 2 作業主任者は、前項に定める作業に従事する教職員であって、省令別表第1に規定する資格を有する者のうちから所属長の内申に基づき学長が選任する。
- 3 作業主任者は、作業に従事し、当該作業から生じる災害防止に関する事務を管理する
(産業医)

第9条 法第13条第1項に規定する産業医は、府立医科大学（附属病院含む。）、附属北部医療センター及び府立大学に置く。

- 2 産業医は、府立医科大学に勤務する医師の資格を有する者で、省令第14条第2項各号のいずれかに該当する者のうちから学長が推薦し理事長が選任する。
- 3 産業医は、次に掲げる事項を管理し、必要と認めることについて総括安全衛生管理者等又は所属長に勧告又は助言し、衛生管理者を指導し、助言することができる。
 - (1) 教職員の健康診断の実施その他教職員の健康管理に関すること。
 - (2) 教職員の衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持増進の措置に関すること。
 - (3) 教職員の健康障害の原因調査及び再発防止の措置に関すること。
 - (4) 教職場の巡視に関すること。

(健康審査会)

第10条 教職員の健康管理に関し、次に掲げる事務を調査審議させるため京都府公立大学法人教職員健康審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 教職員の健康状態の審査並びに指導及び助言
- (2) 第13条に定める健康診断の結果の判定
- (3) その他保健衛生に関する事項
- 2 審査会は、会長及び府立医科大学の医師のうち次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 基礎医学教室及び附属脳・血管系老化研究センターの病態病理学部門担当の教授
 - (2) 社会医学教室及び附属脳・血管系老化研究センターの社会医学・人文科学部門担当の教授
 - (3) 臨床医学教室並びに小児医療センター及び附属脳・血管系老化研究センターの臨床医学部門担当の教授
 - (4) 産業医
- 3 前項第1号から第3号までに掲げる委員は府立医科大学学長が選任する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会に会長を置き、府立医科大学附属病院長をもって充てる。会長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 会長は、会務を掌理する。
- 8 審査会は、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時審査会を開催することができる。
- 9 審査会は、公開しない。
- 10 会長は、必要に応じ審査会の同意を得て、審査会に委員以外の者を出席させることができる。
- 11 会長は、審査会で調査審議された事項について、理事長に報告するとともに、両大学長へ伝達しなければならない。
- 12 会長は、審査会で調査審議の結果、教職員の健康管理について改善を行う必要があると認めたときは、理事長に勧告又は助言しなければならない。
- 13 審査会は、特定の事項を調査審議させるため、必要があると認めたときは、専門委員会を置くことができる。
- 14 審査会の庶務は、法人本部総務室において行うものとする。
- 15 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定めるものとする。
(安全衛生委員会)

第11条 教職員の安全と衛生に関し、次に掲げる事項を調査審議させるため、法第19条第1項に規

定する安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を府立医科大学（附属病院含む。）、附属北部医療センター及び府立大学に置く。

- (1) 教職員の作業場所、作業方法等における危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - (3) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - (4) 公務災害の原因及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全と健康管理及び職場環境に関する重要事項
- 2 府立医科大学(附属病院含む。)の委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 事務局総務課長 1名
 - (2) 教職員のうちから学長が選任する者 4名
 - (3) 衛生管理者のうちから学長が選任する者 1名
 - (4) 産業医 1名
 - (5) 安全又は衛生に関し経験を有する教職員のうち法人の教職員によって組織された労働組合の推薦に基づき学長が選任する者 6名
- 3 附属北部医療センターの委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 事務部長 1名
 - (2) 教職員のうちから学長が選任する者 3名
 - (3) 衛生管理者のうちから学長が選任する者 1名
 - (4) 産業医 1名
 - (5) 安全又は衛生に関し経験を有する教職員のうち法人の教職員によって組織された労働組合の推薦に基づき学長が選任する者 6名
- 4 府立大学の委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
- (1) 事務局総務課長 1名
 - (2) 教職員のうちから学長が選任する者 2名
 - (3) 衛生管理者のうちから学長が選任する者 1名
 - (4) 産業医 1名
 - (5) 安全又は衛生に関し経験を有する教職員のうち法人の教職員によって組織された労働組合の推薦に基づき学長が選任する者 4名
- 5 法第17条第2項第1号に規定する委員（法第18条第4項の読替規定を含む。）は第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の委員とし、委員会の議長となる。
- 6 議長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 7 議長は、委員会で調査審議された事項について総括安全衛生管理者等に意見を述べ、又は報告するものとする。
- 8 法第18条第1項に規定する衛生委員会は、府立大学の安全衛生委員会において包括されるものとする。
- 9 委員会は、毎月1回以上開催する。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時委員会を開催することができる。
- 10 法人本部総務室長が主宰し、第2項、第3項及び第4項に規定する委員会の委員のうちから、当該委員会の議長が指名した者による代表者会議を開催することができる。
- 11 委員会の庶務は、府立医科大学（附属病院含む。）にあっては事務局総務課、附属北部医療センターにあっては事務局北部総務課、府立大学にあっては事務局総務課において行うものとする。
- 12 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定めるものとする。

第3章 健康管理

（健康診断）

第12条 法第66条の規定により実施する健康診断は、次に掲げるものとし、検査項目等必要な事項は別に定める。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 特殊業務従事教職員健康診断

(4) 胸部健康診断

(5) 臨時健康診断

(健康診断の実施)

第13条 所属長は、教職員に健康診断を受けさせなければならない。

- 2 教職員は、健康診断を受けなければならない。ただし、所属長の指示する健康診断を受けることを希望しないとき又はやむを得ない事由により受けることができないときは、所属長に届け出て当該健康診断の検査項目を満たす他の医師が行う健康診断の結果を証する書面を提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

(結果の判定)

第14条 理事長は、健康診断の結果、異常があると認められる教職員については、健康診断の結果及びその他必要な資料を審査会に提出するものとする。

- 2 審査会は、前項に規定する資料の提出のあったときに、指導区分の判定が必要な場合については、別表第2の生活規正の面及び医療規正の面の区分を組み合わせて判定し、必要な意見を付して理事長に報告しなければならない。
- 3 審査会は、前項の指導区分の判定を行わない場合については、健康診断の結果について別に定める区分により判定し、理事長に報告しなければならない。

(措置区分)

第15条 理事長は、前条第2項の審査会の判定に基づき、別表第3の措置区分を決定し所属長に通知するとともに、前条第3項の健康診断判定結果について所属長に通知するものとする。

- 2 所属長は、前項の措置区分の決定を受けた教職員について、措置区分の内容に基づき適切な事後措置をとらなければならない。
- 3 所属長は、第1項の健康診断判定結果を該当教職員に知らせるとともに、適切な指導を行わなければならない。

(休養命令)

第16条 省令第61条各号に掲げる疾病のため「A1」の措置区分を受けた者は、休養命令により休務させるものとする。

- 2 休養命令は、現に休務した日から起算して90日（結核性疾患の場合は1年）を超えないものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第20条第3項各号に定める疾病の場合にあっては、休養命令を更に90日の範囲内で延長できるものとする。
- 4 前二項の休養命令の期間の計算については、負傷又は疾病のため休務していた教職員が職務に復帰後6月以内に再び同一疾病により休養を命じられる場合は、復帰前に休養命令を受けた期間と復帰の後の休養命令の期間を通算するものとする。
- 5 休養を命じられた教職員は、次の各号に掲げる事項を速やかに所属長に報告しなければならない。

(1) 療養の場所

(2) 主治医の氏名及び住所

- 6 休養を命じられていた教職員の措置区分が変更されたときは、休養命令を解除する。

(休職)

第17条 休養命令の期間を超えて更に引き続き負傷又は疾病のため休務を要する教職員については、京都府公立大学法人教職員就業規則第18条第1号の規定により休職を命じるものとする。

(判定の申請)

第18条 所属長は、次の各号のいずれかに該当するときは、教職員に診断書（休職又は休養命令に係るものにあつては、医師2名による診断書）の提出を求め、診断書及びその経過を知るに必要な意見を付して、審査会に提出するものとする。

(1) 教職員が第15条に定める措置区分の変更を求めてきたとき。

(2) 京都府公立大学法人教職員服務規程第9条第4項の規定により医師の証明書が提出されたとき。

(3) 休務又は勤務の制限を受けている教職員にその必要がなくなったと認められるとき。

- 2 第14条第2項の規定は、前項の申請のあった場合について準用する。

(結果の保管)

第19条 所属長は、健康診断判定結果及び措置区分その他必要な書面を保管しなければならない。

2 前項の保管すべき書面には、省令第51条に規定する健康診断個人票を含むものとする

3 所属長は、教職員に異動のあったときは、当該教職員の個人票を遅滞なく異動先の所属長に送付しなければならない。

4 所属長は、衛生管理者、産業医、共済組合又は審査会が職務により必要とする場合を除き、健康診断に係る個人情報をも本人以外のものに閲覧させてはならない。

第4章 環境管理等

(職場環境)

第20条 所属長は、職場における安全衛生の水準の向上を図るため、次に掲げる措置を継続的かつ計画的に講じることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

(1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

(2) 教職員の従事する作業について、その方法を改善するための措置

(3) 作業に従事することによる教職員の疲労を回復するための措置

(4) 前3号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するための必要な措置

(保健指導)

第21条 所属長は、疾病の疑いのある教職員については、産業医と協議し、診療の勧奨等の措置を講じるものとする。

2 所属長、産業医及び衛生管理者は、教職員から健康について相談を受けたときは、適切な指導と助言を行わなければならない。

(安全衛生教育)

第22条 所属長は、教職員が採用、配置換え又は職務の変更等により新たな職務に従事する場合において、教職員の健康保持及び安全確保のため必要があると認められるときは、安全衛生に関する必要な教育を実施しなければならない。

2 所属長は、安全衛生の水準の向上を図るため危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない。

(衛生管理者等に対する教育)

第23条 総括安全衛生管理者等は、職場における安全衛生の水準の向上を図るため、衛生管理者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めるものとする。

(健康の保持増進等)

第24条 総括安全衛生管理者等は、教職員に対する健康教育及び健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講じるよう努めるものとする。

2 教職員は、前項の措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(事故報告)

第25条 所属長は、次の各号のいずれかに該当したときは、総括安全衛生管理者等に報告しなければならない。

(1) 教職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する一類感染症、二類感染症及び三類感染症にかかったとき。

(2) 教職員が不慮の事故又は疾病により死亡したとき。

(3) 教職員が業務中に災害に遭ったとき。

(4) 前3号のほか、安全衛生に関し不良な事態が生じたとき。

第5章 雑則

(報告)

第26条 法令の定めるところにより労働基準監督機関に通知し、又は報告すべき事項については、所属長が行うものとする。

(健康管理に関する秘密の保持)

第27条 健康管理の事務に従事した教職員は、職務上知り得た教職員の健康管理に関する個人情報

を漏らしてはならない。

(教職員の協力)

第28条 教職員は、この規程に定める安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成を促進する措置に協力するものとする。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規程の施行の際、現に京都府安全衛生管理規程（昭和54年6月29日京都府訓令第10号）に基づく医師である衛生管理者、医師でない衛生管理者及び衛生委員会の委員である者は、この規程の規定に基づき、産業医、衛生管理担当者及び審査会の委員が選任されるまでの間、それぞれこの規程の規定に基づき選任された産業医、衛生管理担当者及び審査会の委員とみなす。

3 この規程の施行の際、京都府安全衛生管理規程に基づき決定された措置区分を受けている者の措置区分については、この規程の規定に基づき決定された措置区分とみなす。

附 則（規程第21－1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（規程第21－2号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（規程第21－3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（規程第21－4号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（規程第21－5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第 6 条各号に掲げる作業

別表第 2 (第13条関係)

区 分	符号	判 定 内 容
生活規正の面	A	休務して療養する必要があるもの
	B	勤務に制限を加える、特別に注意する必要があるもの
	C	ほぼ正常な勤務をしてよいが注意する必要があるもの
	D	健康者として勤務してよいもの
医療規正の面	1	医師による医療行為の必要があるもの
	2	定期的に医師の観察指導を受ける必要があるもの
	3	処置を必要としないもの

別表第 3 (第14条関係)

措置区分	内 容
A 1	休務のうえ、医師による直接の医療行為を受け、6 月に 1 回検査の結果その他経過を知るに必要な資料を作成のうえ、審査会に提出する必要があるもの
B 1	医師の直接の医療行為を必要とし、勤務時間を制限し、かつ出張、深夜勤務を避ける必要があるもの。ただし、勤務時間の短縮は、2 時間以内とする。
B 2	医師による 3 月ごとの観察指導を必要とし、勤務時間を制限し、かつ 出張、深夜勤務を避ける必要があるもの。ただし、勤務時間の短縮は、2 時間以内とする。
C 1	医師による直接の医療行為の必要があるが、勤務時間は制限する必要はなく、私生活において自制し、長期及び遠方への出張又は深夜勤務を避ける必要があるもの
C 2	勤務時間は健康者と同程度でよく、私生活において自制し医師による 3 月ごとの観察指導を必要とするもので、長期及び遠方への出張を避ける必要があるもの
D 2	健康者として勤務してよいが、私生活に注意し、6 月に 1 回健康診断を受ける必要があるもの
D 3	健康者として勤務し、生活してよいもの